

政令第二百九十六号

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第七条並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十六条の二、第五十六条の三第三項及び第六十六条の四第一項、同条第二項において準用する同法第六十六条の二第四項並びに同法第八十七条の三第二項、第八十七条の十二第二項、第二百二十七条及び別表第二十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第一条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五条」を「―第六条」に、「第六条―第十一条」を「第七条―第十二条」に、「第五章

「第五章 人事管理

特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）」を 第一節 特定地方独立行政法人

第二節 一般地方独立行政法人

(第十三条―第十五条) に、「第十五条・第十六条」を「第十八条・第十九条」に、「第七章 公立大
(第十六条・第十七条)」

学法人に関する特例(第十七条―第三十条)」を
「第七章 設立団体の数の変更に伴う措置(第二十条・
第八章 公立大学法人に関する特例(第二十二條―第

第二十一条)
三十五条)」に、「第八章」を「第九章」に、「第三十一条」を「第三十六条」に、「第九章 雑則(

「第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例

第三十二条・第三十三条)」を
第一節 設立団体申請等関係事務の処理に関する特例(第三十七条)

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例(第三十八

第十一章 雑則(第四十条・第四十一条)

に改める。

条・第三十九条)

「

第三十三条第一項中「法第四十二条の二第四項並びに第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項並びに第九条第三項」を「第七条第二号、第八条第二項、第九条第五項並びに第十条第三項」に改め、「権限」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条第二項中「第十三条及び第三十条」を「第十四条及び第三十五条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立団体が二以上である申請等関係事務処理法人に係る第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項並びに第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限(関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分に係るものに限る。)の行使については、当該設立団体の長が協議した上で、当該関係市町村の長に協議して定めるところによる。

第三十三条を第四十一条とする。

第三十二条第四項中「の規定により」を「において」に改め、同条を第四十条とする。

第九章を第十一章とする。

第三十一条第一項中「次条第一項」を「第四十条第一項」に改め、第八章中同条を第三十六条とする。
第八章を第九章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節 設立団体申請等関係事務の処理に関する特例

第三十七条 申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）が同項の規定により同項に規定する設立団体申請等関係事務のうち法別表第十二号に掲げる事務を処理する場合における同条第二項の規定によりみなして適用するものとされる住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「当該市町村」とあるのは、「当該申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第八十七条の三第一項の規定により処理する同項に規定する設立団体申請等関係事務（同法別表第十二号に掲げる事務に限る。）に係る市町村」とする。

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知等の特例）

第三十八条 第十一条の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務（法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）を行うものに限る。以下この節及び同項において同じ。）における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る不要財産（法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の処分については、適用しない。

2 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産（設立団体及び当該関係市町村（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）以外の出資等団体（法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この条において同じ。）の出資に係るものに限る。次項において同じ。）の処分について法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合、法第四十二条の二第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は次条第

二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた場合、第九条第一項の申請書の提出があつた場合若しくは次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該出資等団体の長に通知しなければならない。

<p>法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合</p>	<p>一 法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした旨</p> <p>二 次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日</p>
<p>法第四十二条の二第二項の認可をした場合</p>	<p>法第四十二条の二第二項の認可をした旨</p>
<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合</p>	<p>一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨</p> <p>二 第十条第三項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日</p>

<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨 二 第十条第四項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日
<p>次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた場合</p>	<p>次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>
<p>第九条第一項の申請書の提出があつた場合</p>	<p>第九条第一項の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>
<p>次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 第九条第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額 三 第九条第五項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議し

て指定した期日

四 第十条第二項の申請書の提出があつた場合には、その旨及び当該申

請書に記載された同項各号に掲げる事項

3

関係市町村の長は、申請等関係事務処理法人における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分について法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第二項の認可をした場合、法第四十二条の二第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた場合、第九条第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同条第二項の報告書の提出があつた場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該出資等団体の長に通知しなければならない。

法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二

法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第二項の認可をした旨

用する法第四十二条の二

<p>第一項の認可をした場合</p>	
<p>法第四十二条の二第二項の認可をした場合</p>	<p>法第四十二条の二第二項の認可をした旨</p>
<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合</p>	<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨</p>
<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合</p>	<p>法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨</p>
<p>次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた場合</p>	<p>次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>

<p>第九条第一項の申請書の提出があつた場合</p>	<p>第九条第一項の申請書の提出があつた旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>
<p>第九条第二項の報告書の提出があつた場合</p>	<p>一 第九条第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二 第十条第二項の申請書の提出があつた場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項</p>

(読替規定)

第三十九条 申請等関係事務処理法人が法第八十七条の十二第一項の規定により同項に規定する関係市町村申請等関係事務のうち法別表第十二号に掲げる事務を処理する場合における同条第二項の規定によりみなして適用するものとされる住民基本台帳法第三十条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「当該市町村」とあるのは、「当該申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八十七条の十二第一項の規定により処理する同項に規定する関係市町村申請等関係事務（同法別表第十二号に掲げる事務に限る。）に係る市町村」とする。

2 申請等関係事務処理法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七条第二号</p>	<p>法第三十四条第一項</p>	<p>法第八十七条の二十第三項（第一号に係る部分に限る。）</p>
<p>第八条第一項</p>	<p>法第四十二条の二第一項</p>	<p>法第八十七条の二十二の規定により</p>
	<p>貸借対照表（</p>	<p>申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいい、法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務（次条及び第九条第四項において「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。）を行うものに限る。）の業務に係る貸借対照表（</p>

	法第六条第四項	設立団体
読み替えて適用する法第四十二条の二第一項	法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第六条第四項	設立団体（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村をいう。次項及び次条第四項において同じ。））。次条第一項及び第二項並びに第十条第二項において同じ。）

<p>第九条第四項</p>	<p>第八条第二項</p>	
<p>金額</p>	<p>設立団体の長の指定する期日</p>	<p>法第四十二条の二第一項</p>
<p>金額（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、当該基</p>	<p>額（当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、当該基 いて同じ。）</p>	<p>法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項</p>

準に従い当該関係市町村の長に協議
して算定した金額)

第三十条中「第十八条」を「第二十三条」に改め、第七章中同条を第三十五条とする。

第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条第二項第三号中「第二十三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を

第三十三条とする。

第二十七条第二項中「第二十三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第三十
二条とする。

第二十六条を第三十一条とし、第二十五条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とする。

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第三十条」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二条を第二十七条とし、第十七条から第二十一条までを五条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 設立団体の数の変更に伴う措置

(権利の承継に係る議会の議決)

第二十条 設立団体の長は、法第六十六条の四第一項の規定により受入地方独立行政法人（法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。

(準用)

第二十一条 第十九条の規定は、設立団体が法第六十六条の四第二項において準用する法第六十六条の三第三項の規定により評価をする場合について準用する。

第十六条中「第六十七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改め、第六章中同条を第十九条とする。

第十五条を第十八条とする。

第五章中第十四条を第十五条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節 一般地方独立行政法人

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手續)

第十六条 法第五十六条の二の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を一般地方独立行政法人の理事長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 一般地方独立行政法人の役員又は職員の地位

三 法令等違反行為（法第五十六条の二第一号に規定する法令等違反行為をいう。第五号及び第六号において同じ。）の要求又は依頼をした再就職者（同条第一号に規定する再就職者をいう。次号において同じ。）の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第五十六条の二第一号に規定する営利企業等をいう。以下この号において同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

（一般地方独立行政法人の理事長による報告）

第十七条 法第五十六条の三第三項の規定による報告は、毎事業年度、当該事業年度の四月一日以後遅滞なく、当該事業年度の前事業年度にされた法第五十六条の二の規定による届出並びに当該前事業年度に講じた法第五十六条の三第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 特定地方独立行政法人

第五章の章名を次のように改める。

第五章 人事管理

第四章中第十一条を第十二条とする。

第十条中「第七条第一項若しくは第八条第一項」を「第八条第一項若しくは第九条第一項」に改め、同条の表法第四十二条の二第一項の認可をした場合の項第二号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第七条第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表第八条第一項の申請書の提出があつた場合の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表第八条第四項の通知をした場合の項中「第八条第四項の通知をした場合」を「第九条第四項の通知をした

場合」に改め、同項第一号中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第二号中「第八条第四項」を「第九条第四項」に改め、同項第三号中「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「第三十五条に規定する政令」を「第三十五条第一項に規定する政令」に改め、同条第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（申請等関係事務の範囲）

第五条 法別表第二十一号に規定する政令で定める事務は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関する事務であつて総務省令で定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の総務省令を定めようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の三第二項中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

(公認会計士法施行令の一部改正)

第三条 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法施行令及び地方公務員災害補償法施行令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

一 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第七条第三項

二 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)第五条

(関税率法施行令の一部改正)

第五条 関税率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(一般地方独立行政法人の理事長による報告に関する経過措置)

2 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この項において「新地方独立行政法人法」という。)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人の理事長は、平成三十年四月一日の属する事業年度においては、新地方独立行政法人法第五十六条の三第三項の規定による報告をすることを要しない。

理由

地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、申請等関係事務処理法人による申請等関係事務の処理等に関する規定の整備等を行う必要があるからである。